令和８年第８回大分市教育委員会会議録

１　日時　　令和８年８月２１日（金）　午後３時００分から午後５時５０分まで

２　場所　　大分市役所第２庁舎４階　教育委員室

３　出席者

教育長	栗井　明彦
一番委員	林　　新太郎
二番委員	岡田　史絵
三番委員	廣津留　すみれ
四番委員	髙見　大介
五番委員	古賀　精治

＊三番委員は、インターネットを利用した方法による出席

４　出席事務局職員

教育部長	永野　謙吾
教育部教育監	野田　秀一
教育総務課長	中山　英人
学校教育課長	安部　桂司
児童生徒支援課長	上野　展久
学校施設課長	谷脇　征治
体育保健課長	野崎　修
人権教育推進課長	高橋　秀徳
社会教育課	若林　正策
大分市教育センター所長	赤峰　竜二
美術振興課長	後藤　逸人
教育総務課参事	佐藤　靖寿
文化財課政策監	栗田　博之
学校教育課参事補	板井　晋一
保育・幼児教育課主査	平野　聖子
保育・幼児教育課事務員	長野　愛海

５　書記

教育総務課参事補	石川　仁美	教育総務課主査	和田　宏
教育総務課主査	松下　祐介	教育総務課主任	金田　紗耶子

６　傍聴人　　１名

７　議題

（１）議案

（教議第４４号）県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

（教議第４５号）令和７年度決算について
（教議第４６号）大分市立幼稚園条例の一部改正について
（教議第４７号）工事請負契約の締結について
（教議第４８号）工事請負契約の締結について
（教議第４９号）工事請負契約の締結について
（教議第５０号）工事請負契約の締結について
（教議第５１号）工事請負契約の締結について
（教議第５２号）２０２６（令和８）年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について
（教議第５３号）大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について
（教報議第１２号）大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の任命について

（２）報告事項

（１）令和８年度全国学力・学習状況調査及び大分県学力定着状況調査の結果について
（２）第４回大分市立中学校部活動地域展開推進委員会について
（３）地区公民館に関する事務の市長部局への移管について

８　会議の概要

教育長	ただいまより、令和８年第８回大分市教育委員会を開会いたします。 （午後３時００分　開会） 本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。 本日は、廣津留委員がこの場に参集することができないため、大分市教育委員会会議規則第２条の２第１項の規定により、インターネットを利用した方法による会議の参加を認めています。 本日の署名委員を四番委員、五番委員にお願いします。 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第４４号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」につきましては、人事に関する案件であること、教議第４５号「令和７年度決算について」から教議第５１号「工事請負契約の締結について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	（挙手）
教育長	全委員賛成と認め、教議第４４号から教議第５１号は秘密会とします。 残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしま

すが、よろしいでしょうか。

全委員　（了承）

教育長　それでは、教議第５２号「２０２６（令和８）年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長　教議第５２号「２０２６（令和８）年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」ご説明申し上げます。

６月定例の本委員会にて、今年度の点検・評価についての内容やスケジュール等についてご報告したところでございますが、本議案は、とりまとめました報告書（案）につきまして、ご決定をいただこうとするものでございます。

点検・評価の趣旨及び対象につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会において、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられているものでございます。

本市教育委員会では、令和７年２月に策定いたしました「大分市教育ビジョン２０２９」を今年度から評価の対象とし、効果的な教育行政を推進することとしております。また、「大分市立学校における働き方改革推進計画」の取組につきましても、本点検・評価により、その成果を検証することとしております。

評価対象期間につきましては、令和７年４月から令和８年３月としております。

次に「４　点検・評価の内容」についてですが、大分市教育ビジョン２０２９は、５つの基本方針、１６の重点施策に分類しており、重点施策に係る４２の具体的施策ごとに点検評価を行っています。また、教育ビジョンには、基本方針ごとに「指標」を設定しておりまして、指標の達成度について、A～Eの５段階で評価しております。評価結果につきましては、４５の指標のうち、A評価が４指標、B評価が２３指標、C評価が１４指

標、D評価が３指標、E評価が１指標でございました。

点検・評価の実施に当たりましては、点検・評価の客観性及び透明性を高めるため、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされておりますことから、別府大学短期大学部名誉教授の仲嶺　まり子先生、大分大学名誉教授の山崎　清男（きよお）先生、大分大学大学院教育学研究科准教授の山本　遼先生の３名の方々に、各施策の取組状況についてご意見をいただきました。

７月６日に開催した学識経験者説明会でのご意見・ご質問を踏まえ、報告書（案）における記載内容及び表現について検討し、「課題」や「成果」の具体的な内容を加筆したり、より読みやすくなるよう、全体的に表現を調整するなどしております。

なお、評価結果につきましては、前回の本委員会での報告内容から変更はございません。

ここからは点検・評価に対する学識経験者からの意見について説明します。まずは、仲嶺先生からのご意見でございます。

５段落目にありますが、成果を上げた取組、基本方針１「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」では、個に応じた指導の充実、地域人材による多様な体験活動の実施、学校図書館を活用した読書活動推進等の取組が成果につながったと考えられる。

基本方針３「大分市図書館等の利用者数」では、電子申請による図書館利用登録サービス開始、「おおいたし電子図書館開設」が利用者数アップにつながったと考えられるが、「本のリサイクルフェア」や「中学生ビブリオバトル大会」等、従来の活動の充実も一因と思われる。

その他、C評価ではあるが、基本方針２「学内外での相談・支援を受けている不登校の児童生徒の割合」では、「フレンドリールーム」における支援、「メタバース空間を活用した支援」の実施等、こどもに寄り添った支援が試みられ、今後の取組の充実とさらなる改善が期待される。

成果が十分でない指標、基本方針１「国、県、市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合」では、小学校での「書く力」の育成や教科担任制の導入、中学校での教科マイスターによる校内研修や教科部会の充

実等が図られていることから、これらの取組による今後の成果向上が期待される。加えて、学力の２極化の顕在化については、実態調査に基づいた対応策の検討が望まれるなどの意見をいただいております。

２段落目にありますが、「学校教育」において、指標達成に向け、概ね計画どおり取組が進められている。しかし「学力」に関してはD評価であるため、多様な児童生徒の存在を前提として教職員の授業改善や指導方法の工夫等を積極的に推進することや、教科担任制や習熟度別クラス編成など教授組織の変革なども含め多方面から学力向上に取り組むことが求められる。

次に３段落目にありますが、「社会教育」に関しては、「参加者数」や「利用者数」が指標達成として用いられる場合が多くみられるが、あらゆる学習活動は学習者の変容、つまり質的変化も評価の対象となるべきであるため、量から質へ、換言すれば定量評価から定性評価の視点を欠かすことはできないといえる。

次に４段落目にありますが、「文化・芸術」に関しては、比較的順調に展開されている。美術館を中心とするアウトリーチ型教育・学習活動はきわめて重要な活動であり、改めて「届ける」教育・学習活動の重要性を考慮に入れた方策が求められる。

「人権を尊重する社会づくり」に関しては、学校教育・社会教育両面から人権尊重社会の確立に取り組んでいる姿がうかがえる。人権尊重の社会は、今日最も重視されるべき事項の一つであるため、個人の内容変化を強く促す取組の推進が求められる。

次に５段落目にあります「働き方改革」に関しては、業務の効率化や部活動への係わり方、さらには教員研修のスリム化等に対し改革が進められている。今後さらに、教育の質保証と教育活動を効果的に遂行しうる働き方はどうあるべきかという視点からの方策確立が必要であるなどのご意見をいただいております。

（1）学校教育の充実では、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代という社会の変化を見据えて、学校教育の充実が図られている一方で、学力調査の結果は計画値および過去の基準値を下回った。教育委員会の施策は、学力調査の

結果にどのような影響を及ぼすのか。基本方針１の施策の影響プロセスは、図のように、（ａ）教育委員会の施策、（ｂ）学校教育の充実、（ｃ）こどもの成長と想定されていると思われる。図を前提にすれば、学力調査の結果の向上に向けて、(ｂ)と(ｃ)の両方を成果として見ていくこと。(ｃ)を生み出す(ｂ)の充実とは何かを検討すること。(ｂ)の変容を生み出すための(ａ)の取組の柱は何かを検討することが重要ではないか。

（２）「教育環境の充実」では、保護者アンケートに関する指標が、計画値および過去の指標を下回っているが、一時的なものなのか、保護者の学校に対する思い入れや考え、認識の何らかの変化の現れなのか、結果の要因分析ができるように改善の検討を期待したい。

（３）「社会教育の推進」および「文化・芸術の創造と発信」では、３段落目に大分市美術館やアートプラザでは、多くの市民が美術への興味・関心を高めるきっかけになる展示等が行われている。また、ジュニア歴史検定を通して文化・芸術の裾野を広げる未来に向けての取組も行なわれている。さらに、市民が文化・芸術に触れる機会だけでなく、実際に活動できる機会を創出している点も、生涯学習的に重要であると考える。

（４）「人権を尊重する社会づくり」では、学校教育における人権教育の推進と充実において、児童生徒に加えて教職員の人権意識も高まっていくこと、人権教育を全ての教育活動の基盤として充実を図っていくことが重要であると改めて強く感じた。

（５）「働き方改革」では、定時退勤日の定着など、教師の「働きやすさ」の改善は確実に進んでいる。「教育の質の維持・向上」を意識すれば、「働きやすさ」だけでなく「専門職」としての専門性の向上が重要になるなどのご意見をいただいております。

以上、「学識経験者による意見」等を加えた報告書（案）につきまして、本委員会でご審議いただき、ご決定の上は、後日、市議会に提出するとともに、市ホームページなどを通じ、市民に公表することといたしております。

以上でございます。

教育長　ご質問などございませんか。

全委員	（なしとの声）
教育長	それでは採決いたします。教議第５２号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	（異議なしとの声）
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、教議第５３号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
児童生徒支援課長	教議第５３号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。 本案は、新規開発団地の通学区域の指定に伴う、小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の改正を行おうとするものでございます。 改正の具体的な内容は、新規団地の開発により、王子の部西の台の項中に「高尾台一丁目の一部」を加えるものでございます。 また、加えることに伴い、大分西の部西の台の項中の「高尾台一丁目・二丁目」を「高尾台一丁目・二丁目（一丁目の一部を除く。）」に改めるものでございます。 施行期日につきましては、大分市学校管理規則第２章第２条に規定する（４）夏季休業日の翌日である令和８年９月１日としております。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
一番委員	今回の通学区域の変更につきましては、人口の状況や学校間の児童生徒数の調整といったことも考慮して決定されたのでしょうか。
児童生徒支援課長	今回対象となる土地につきましては、これまで農地であり、いずれの地区・自治会にも属していなかったところでございます。 今回の開発に伴い、新たに設けられる自治会がどの自治区に所属するかということについて検討が行われ、その区域との関係を踏まえて通学区域を設定したものでございます。 児童生徒数の多寡などを調整することを主な目的としたものではなく、今回の造成地が既存の区域に隣接していることから、その隣接する区域に

	合わせて設定したものでございます。
一番委員	わかりました。
教育長	他にご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	それでは採決いたします。教議第５３号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	（異議なしとの声）
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、教報議第１２号「大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の任命について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
体育保健課長	教報議第１２号「大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。 本件は、大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員につきまして、後任の委員を令和８年８月１日付けで任命いたしましたので、報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。 なお、今回任命した委員の任期は、前委員の残任期間となっております。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	それでは採決いたします。教報議第１２号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	（異議なしとの声）
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。
学校教育課長	報告事項１点目「令和８年度全国学力・学習状況調査及び大分県学力定着状況調査の結果について」ご報告申し上げます。 本市におきましては、４月に中学校３年生と小学校６年生が国の調査、中学校２年生と小学校５年生が県の調査、１２月に中学校１年生と小学校

４年生が市の調査を実施しております。

資料左「昨年度までの課題」といたしましては、（1）国語科「書くこと」の領域について、特に小学校４年生において平均正答率が低いこと。（2）各教科の記述式問題の平均正答率が低いことが挙げられます。さらに、（3）教科の勉強が好きと回答している児童生徒の割合が、令和７年度は少し上昇しているものの、ここ数年は下降傾向にあることが課題となっております。

こうした課題を踏まえ、資料右「昨年度の取組」といたしましては、小学校を対象とした国語の授業視察や学力調査結果分析説明会における問題分析を行うとともに、授業改善に向けた分析シートの作成や教科指導マイスター及び指導主事による中学校の授業視察等の取組を進めてきたところでございます。

４月２３日に実施いたしました「全国学力・学習状況調査」の結果についてございますが、小学校６年生の国語・算数、中学校３年生の国語は、いずれも全国平均正答率を上回ったものの、中学校３年生の数学は、全国平均正答率を下回る結果となりました。中学校３年生の英語につきましてもＩＲＴスコアでは、わずかに全国平均を下回っております。

４月１６日に実施いたしました「大分県学力定着状況調査」の結果につきまして、全国平均を５０とした偏差値で示しております。中学校２年生英語の知識及び活用を除き、小学校５年生の３教科６項目、中学校２年生の４教科８項目においては全国平均を上回りました。

今年度の小学校５年生、中学校２年生の国語の結果につきましては、小学校３項目、中学校５項目の内容・領域において、全国平均正答率を上回っている一方、小学校５年生の「我が国の言語文化に関する事項」「話すこと・聞くこと」「読むこと」及び中学校２年生の「情報の扱い方に関する事項」の内容・領域において、全国平均正答率を下回っております。課題となっております「書くこと」の領域につきましては、令和５年度より重点的な取組を継続してきた結果、小学校５年生、中学校２年生ともに３年連続で全国平均正答率を上回る結果が出ております。

本市におきましては、学力調査の結果を受け、各教科において課題が見

られた設問について分析を行っております。今回は、「全国学力・学習状況調査」において、学力層を正答数ごとにA層、B層、C層、D層の４つに分け、各層の正答率の差が大きい問題について分析を行っております。全国平均を下回った中学校の数学と英語について、ご説明いたします。

まず、中学校数学においては、大問６（３）の「数と式」に関する問題に課題が見られました。

右上のとおり、本市の平均正答率は４１．８％であり、全１６問中正答数が１３～１６問であるA層の生徒の正答率が９０．０％に対し、全１６問中正答数が０～４問であるいわゆる低学力層のD層の生徒の正答率が０．５％と大きな差が見られております。「誤答の傾向」としまして、式を適切に変形したり、式の意味を正しく読み取ったりすることができていないことが見られました。

指導に当たっては、具体的な数で予想したり、前提と結論を明確にして、説明に必要な要件についての見通しをもったりする学習活動を取り入れることが重要であると考えております。

中学校英語においては、大問１１の「書くこと」に関する問題に課題が見られました。

右上のとおり、本市の平均正答率は４１．２％であり、ＩＲＴバンド５の生徒の正答率が９９．５％に対し、ＩＲＴバンド１の生徒の正答率が０．０％と大きな差が見られております。

誤答の傾向としまして、正しい語順で書くことはできているが、過去のことについて書くことを理解できていなかったり、動詞のｗｅｎｔとｗａｎｔを混同したりすることが見られました。

指導に当たっては、小学校で学習した過去形を含む文を用いて指導者が話したり、生徒とやり取りしたりする学習活動や、書かせた後、英文をペアで確認し共通の誤りについて全体で指導したりする場面を取り入れることが重要であると考えております。

児童生徒質問調査の結果についてご説明いたします。

国語及び算数・数学に関し、上段「教科の勉強は好きですか」の質問に対して、小学校５年生を除き肯定的回答率が上昇しております。また、下

段「教科の授業はよく分かりますか」の質問に対して、小中いずれも肯定的回答率は約８割から９割台を推移しております。学習に対する興味・関心と理解度は深く関係していることからも、「わかる授業」「楽しい授業」の視点での授業改善が大切であると考えております。

ここからは、本市で育成を目指す資質・能力であります「主体性」「協働性」「課題設定・解決能力」「粘り強さ」と関連のある児童生徒質問調査の結果についてご説明いたします。

最初に「主体性」に関連する「分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか」の質問に対して、肯定的に回答している児童生徒ほど、各教科において、平均正答率が高い傾向となっております。

「主体性」に関連する「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますか」の質問に対して、肯定的に回答している児童生徒ほど、各教科において、平均正答率が高い傾向となっております。

今後とも教師が学習方法を選ぶ機会や振り返りの時間を意図的に設定し、一人一人の気付きや改善を認め、学びを自己調整できる力を育成していくことが大切であると考えております。

「協働性」に関連する「学級の児童生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか」の質問に対して、肯定的に回答している児童生徒ほど、各教科において、平均正答率が高い傾向となっております。

「協働性」に関連する「授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか」の質問に対して、肯定的に回答している児童生徒ほど、各教科において、平均正答率が高い傾向となっております。

今後とも教師は、児童生徒が対話を通して互いの考えを尊重しながら考えを深め、協力して課題解決に取り組む学習活動を充実させることが大切であると考えております。

「課題設定・解決能力」に関連する「小学校５年生までまたは中学校

１・２年生のときに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」の質問に対して、肯定的に回答している児童生徒ほど、各教科において、平均正答率が高い傾向となっております。

「課題設定・解決能力」に関連する「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」の質問に対して、肯定的に回答している児童生徒ほど、各教科において、平均正答率が高い傾向となっております。

「課題設定・解決能力」の育成に関して、さらにどのような取組が効果的であるのかを分析したところ、各教科の授業展開に関する回答に相関関係が見られており、特に、「学んだことを生かしながら考えをまとめる活動」や「学びを振り返り、次の学習につなげる活動」が「課題設定・解決能力」の育成に好影響をもたらしている可能性があることが分かりました。

今後とも教師は、児童生徒が自ら課題を見いだし、解決に向けて主体的に考え取り組む学習活動を充実させるとともに、仲間と協力して多様な考えを生かしながら課題を解決する力を育成することが大切であると考えております。

「粘り強さ」に関連する「小学校５年生までまたは中学校１・２年生のときに受けた授業では、算数・数学の問題の解き方が分からないときは、あきらめずにいろいろな方法を考えましたか」の質問に対して、肯定的に回答している児童生徒ほど、各教科において、平均正答率が高い傾向となっております。

「粘り強さ」の育成に関して、さらにどのような取組が効果的であるのかを分析したところ、各教科の授業展開に関する回答に相関関係が見られており、特に、「日常の場面や社会の事象と関連付けて考えたり説明したりする活動」や「課題の解決に向けて主体的に学ぶ活動」が「粘り強さ」の育成に好影響をもたらしている可能性があることが分かりました。

今後とも教師は、児童生徒が困難な課題に直面した際にも、すぐに諦めず、試行錯誤しながら様々な方法で解決を目指す学習活動を充実させ、努

力や工夫の過程を認めることで、粘り強く学び続ける力を育成していくことが大切であると考えております。

こうした分析結果を踏まえ、今後の取組につきましては、引き続き、小学校を対象とした国語の授業視察や書く力の育成、中学校１年生を対象とした教科指導マイスター及び指導主事による授業視察、本市作成の「授業力向上ハンドブック」「こどもが『わかった』『できた』と実感できるＱ＆Ａ」等の活用、各種学力調査における「分析ガイド」の活用に加え、今年度も「総合的な学習の時間の充実」を図り、「主体性」「協働性」「課題設定・解決能力」「粘り強さ」の４つの資質・能力を育成してまいります。

説明は以上でございます。

教育長　ご質問などございませんか。

二番委員　今後の取組について、今年度、新たに追加する項目はなく、これまでの取組を継続していくということでよろしいでしょうか。

また、先日、授業以外の学習時間が減少しているという記事を読みましたが、今回の学力調査の分析において、家庭での学習時間や勉強量についてはどのように捉え、対応していくのでしょうか。

学校教育課長　今後の取組につきましては、これまでの取組をさらに充実させていくということで、大きく新たな内容を追加するものではございません。

今後、校長会等において今回の調査結果や取組内容について説明し、各学校において教職員がその内容を共有することで、取組の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、各学校を訪問した際には、指導主事等による授業観察を行うとともに、授業の具体的な改善方法等を学校に示しながら、授業改善に取り組んでまいります。

家庭での学習時間につきましては、平日に学校の授業以外で１日当たり１時間以上学習している児童生徒の割合が、小学校、中学校ともに低下しているという状況がございます。

こうした状況も踏まえ、各学校では、学年の実態に応じて家庭学習の時間の目安を設定するなどの取組を行っております。例えば、低学年では３

０分程度とするなど、発達段階に応じた家庭学習の時間を設定し、家庭とも連携しながら、家庭学習の充実に取り組んでいるところでございます。

三番委員

細かな分析をしていただき、ありがとうございます。

本日の午前中に中央教育審議会の総会が開催され、文部科学大臣から第５期教育振興基本計画の策定について諮問がございましたので、ちょうど関連する内容でもありますことから、情報共有させていただきたいと思います。今後、教育政策を総合的に検討していく上での観点がいくつか示されておりますが、その一つに「生成ＡＩ等の技術革新の急速な進展」がございます。

その中では、「ＡＩ等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力を育むとともに、好奇心や意欲・志、粘り強さなど、人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力を育成すること」、また、「ＡＩ等の活用による教育の質の向上を図るとともに、『デジタル』と『リアル』を最適に組み合わせる観点も重要であること」が示されております。

ここからは私見になりますが、ＡＩを利用することが一般的になっていく中で、学力の測り方についても、今後１０年程度の間に変化していくのではないかと思います。

全国平均を上回ることももちろん大切ですが、より長期的な視点で、今後の教育の方向性を考えていく必要があるのではないかと思います。

「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせるという観点についても、現在はデジタルやＡＩをどのように活用するかということに議論が集中しがちですが、一方で、対面で人と向き合いながら学ぶべきことは何なのかということを、今こそ考える必要があるのではないかと思います。

例えば、多様な意見を聞き、他者と議論する機会をつくることなど、リアルな場でなければ得られない学びとは何か、また、今後どのような力を重点的に評価していくべきなのかを考えていくことが重要ではないでしょうか。

そうした学びを充実させることが、本市が目指しております主体性や協働性、粘り強さなどを培うことにもつながっていくのではないかと思いま

す。本日の中央教育審議会でも、まさに今回の学力調査にも関連する課題が示されておりましたので、情報共有させていただきました。

五番委員　詳細に分析していただき、ありがとうございます。大変参考になる内容が多くございました。

先ほどの廣津留委員のお話とも関連しますが、今回の資料では、学力調査の結果や児童生徒の状況を分析し、それを踏まえて「このように授業改善を進めていく」という方向性が示されております。

一方で、こうした分析や取組を受けて、実際の授業がどのように変わってきているのかということについては、なかなか見えにくいように感じております。

様々な改善策が示され、それを学校現場で実践していただいていると思いますが、実際に授業がどのように変化したのか、また、どの取組は効果があり、どの部分は改善が難しいのかといったことを評価する視点があるとよいのではないでしょうか。

授業の変化を、ある程度客観的に把握できるような方法について、ＡＩの活用なども含めて検討することは難しいでしょうか。

学校教育課長　授業がどのように変化したかということを、数値等で客観的に示すことにつきましては、難しい面もございます。

一方で、これまでの授業から改善が図られているかということにつきましては、例えば、授業の中で児童生徒が対話する場面を増やすことや、多様な考えに触れる場面を設けることなどを教職員が意識して授業を行っております。

また、管理職が日々の授業観察を行う中で、そうした場面が適切に設定されているかを確認しております。

例えば、教師が一方的に説明する授業になっていないか、児童生徒自身が活動する場面が設定されているか、友達の考えを聞きながら自分の考えをさらに深めていく場面があるかといった視点から授業を見ております。

こうした点については、校内研修等も含め、多くの教職員が授業実践を重ねる中で、これまでの授業との違いや改善の状況を確認しながら進めているところでございます。

五番委員

日々、そうした視点で授業改善に取り組まれているということですね。

ただ、そうした取組がデータ化されたり、見える化されたりすると、さらに分かりやすいのではないかと思います。

校長先生や教頭先生も授業を見ておられると思いますが、それぞれ得意分野等もあると思いますので、授業を見る際の共通した視点を明確にし、各教科の授業がどのように変わってきているのかを、ある程度客観的に把握できるような形にできるとよいのではないでしょうか。

様々な改善策を示しても、実際には取り組みやすいもの、取り組みにくいもの、また、効果が現れるもの、現れにくいものがあると思います。

そうした実際の変化が見えるようになるとよいと思います。今回の資料では、分析と改善策の間にある「実際の授業がどう変わったのか」という部分が、少し見えにくいように感じました。

もう一点ですが、全国平均を上回った、下回ったということについて毎回結果が示されます。

以前、全国の市町村教育委員会の会議等で、都道府県ごとの平均点には差があるものの、最高と最低の差は比較的小さく、義務教育においては、全国どこにいても一定水準の教育を受けられることが重要であるという話を聞いたことがあります。

同じように大分市内においても、地域や学校によって大きな差が生じることなく、どの学校に通っていても同じように学力を身に付けられる教育が行われているかという視点も大切ではないかと思います。

学校ごとの結果を公表することには様々な課題があると思いますが、市内における学力の差の状況についても分析していくことが必要ではないかと思います。

最後にもう一点、これは毎年申し上げていることですが、今回も学年ごとの結果が示されています。

例えば、今年度の中学校３年生の結果を見るだけではなく、同じ児童生徒が中学校１年生、中学校２年生、中学校３年生と進む中で、どのように変化してきたのかという見方が重要ではないかと思います。

年度ごとの中学校３年生を比較しますと、毎年対象となる児童生徒が異

なりますので、同じ母集団を追って経年変化を見る方が、その学年の成長をより把握しやすいと思います。

学力だけではなく、例えば「教科が好き」と回答する割合などについても、同じ児童生徒集団が前年と比べてどのように変化しているのかが分かるとよいと思います。

これはお願いになりますが、今後もそうした視点で結果を示していただければと思います。

学校教育課長　ありがとうございます。

今、古賀委員からお話がありました同じ児童生徒集団の経年比較につきましては、全国学力・学習状況調査や大分県学力定着状況調査について、同じ母集団が年度ごとにどのように変化しているのかという視点で分析を行っております。

今回の資料につきましても、そのような比較ができる形で一部お示ししております。

これまでは、どちらかというと前年の同じ学年の結果と今年度の結果を比較する形で示すことが多かったのですが、委員がおっしゃるように、同じ母集団が年度ごとにどのように変化していったかを見ることも重要であると考えております。

県の学力定着状況調査等も含めますと、同じ児童生徒の経年変化を見ることができる部分もございますので、今後もそうした観点から調査結果をどのように見て、授業改善等に生かしていくかということが重要であると考えております。

五番委員　失礼しました。資料には示していただいていたのですね。わかりました。

一番委員　先ほど廣津留委員から、生成ＡＩの今後の活用や、「デジタル」と「リアル」をどのように組み合わせていくかというお話がありました。

こうしたことについて、本市として今後どのように取り組んでいくお考えでしょうか。

学校教育課長　現在、児童生徒自身が日常生活の中で生成ＡＩを活用する機会も増えてきております。

	今後の学校教育におきましても、生成ＡＩの活用については避けて通ることのできない内容になってくるものと考えており、今後、検討していく必要があると認識しております。 ただし、現時点におきまして、具体的にどのような形で取組を進めるかということについては、まだお示しできる段階にはございません。
教育センター所長	生成ＡＩの活用につきましては、以前にもご意見をいただいたところでございます。 現在、次期学習指導要領の改訂に向けた検討が進められており、今後、児童生徒が生成ＡＩを活用していくことは避けて通れない状況になっていると認識しております。 児童生徒にどのように指導していくかにつきましては、次期学習指導要領の内容等を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。 その一方で、まずは教員自身が生成ＡＩを実際に活用し、その良さだけではなく、危険性や利用する際に注意すべき点などについても実感を伴って理解する必要があると考えております。 そのため、昨年度から教職員研修の中で生成ＡＩの活用について取り扱っております。今年度につきましても、７月２８日及び８月７日の２回に分け、基礎編、応用編として、希望する教職員を対象に研修を実施したところでございます。 今後も、生成ＡＩを適切に活用することのできる教職員の育成を進めるとともに、次期学習指導要領の内容等を踏まえ、児童生徒の活用につなげてまいりたいと考えております。
教育長	他にご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	それでは次の報告事項の説明をお願いします。
体育保健課長	報告事項２点目「第４回大分市立中学校部活動地域展開推進委員会」についてご報告申し上げます。 本資料は、推進委員会にて提示した資料でございます。 本推進委員会につきましては、８月１７日に開催し、国の「改革実行期間」を踏まえ、本市における部活動地域展開及び認定地域クラブ活動の推

進に向けた今後の方向性について協議を行ったところでございます。本年度最初の推進委員会となることから、委員の改選に伴う新たな委員を紹介するとともに、これまでの推進委員会での協議内容や検討経過について共有し、議論を進めたところでございます。

はじめに、昨年１２月に策定された国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び、本年３月に策定された「大分県の方針」について説明いたしました。

国は、令和８年度から令和１３年度までを「改革実行期間」と位置付け、休日の活動については原則として地域展開を目指すことや、地域展開後も学校が地域の一部として地域クラブ活動と連携していくことを示しております。また、競技成績を重視するのではなく、生徒が将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむことのできる環境づくりを重視する考え方が示されております。

また、大分県の方針につきましても説明し、本市として留意すべき点について委員の皆様から意見をいただきました。

委員からは、地域展開を進めるに当たり学校との連携を十分に図ることが重要であることや、地域や学校の実情に応じて柔軟に制度を運用する必要があること、また、国や県の動向を踏まえながら、本市として持続可能な仕組みを構築することが重要であるとのご意見をいただいたところでございます。

本市が取り組んでおります地域展開実証事業、合同部活動及び拠点校型部活動などの地域連携の取組、さらには認定地域クラブ活動制度について説明いたしました。

実証事業では、学校施設の鍵の管理や学校との連絡調整、指導者との情報共有など、実際に事業を実施して見えてきた課題について報告するとともに、それらの課題への対応策についても整理いたしました。

また、合同部活動や拠点校部活動などの地域連携につきましては、生徒数が減少する中でも活動機会を維持するための有効な取組であることを説明するとともに、学校の実情に応じて地域展開と地域連携を組み合わせながら進めていく考え方を示したところでございます。

さらに、本市が本年７月から開始した認定地域クラブ活動制度につきましては、適切な活動時間や休養日、安全管理、指導者研修などの認定要件を説明するとともに、学校部活動にはない活動や、多様な生徒のニーズに応える活動についても認定対象としていく方向性をお示しいたしました。

委員からは、ガイドラインの趣旨を教職員や保護者へ丁寧に周知していくことが重要であること、また、競技志向だけでなく、生涯スポーツや文化芸術活動につながる多様な活動機会を確保することが必要であるとのご意見をいただいたところでございます。

本市の状況に応じた運営体制について説明し、これまでの推進委員会での協議内容を踏まえ、今後の地域展開の方向性について協議を行いました。

事務局からは、すべての活動を一律に地域へ移行するのではなく、地域展開と地域連携を組み合わせ、学校の実情や競技・文化活動の特性に応じて最適な形態を選択していく「大分市型モデル」の考え方をお示しいたしました。

また、その実現に向けては、学校だけでなく、競技団体や文化団体、総合型地域スポーツクラブ、中学校体育連盟、中学校文化連盟などとの連携を図りながら、統括的な運営体制を構築する必要性について説明いたしました。

委員からは、学校が主体性を持ちながらも、第三者機関による調整機能を充実させることが重要であることや、学校現場の負担軽減と生徒の活動機会の確保を両立できる仕組みづくりが必要であるとのご意見をいただきました。

また、市民や保護者に親しみやすく、理解しやすい地域クラブ活動の通称についても意見交換を行い、今後さらに検討を進めていくこととしています。

今後は、本推進委員会でいただいたご意見を踏まえ、本市推進計画の改定や統括的な運営体制を構築するために必要な情報を収集し、本市の実情に応じた具体的な制度設計を進めるとともに、学校、競技団体、文化団体、地域関係者との連携を一層深めながら、引き続き子どもたちが将来に

わたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる持続可能な地域クラブ活動の実現に向けて協議を行ってまいります。

以上でございます。

教育長　ご質問などございませんか。

一番委員　質問ではなく、今回の説明を伺って感じたことになります。

改めて、部活動とは何かということを考えましたが、部活動は学校教育の一環として、生徒がスポーツや文化活動等を通じて心身の健康を育み、健全に成長していくための重要な教育活動であると考えております。

一方で、どうしても大会成績や強豪校であることなどが注目されがちで、その結果、強い指導者を求めたり、地域のスポーツクラブ等に任せればよいという方向に偏ってしまうこともあるのではないかと思います。

今回、「ハイブリッド」という考え方も示されておりますが、競技力の高低にかかわらず、学校の中で仲間と一緒に活動し、その中で様々な役割を経験しながら、自分の立ち位置を確認し、成長していくことには大きな教育的意義があると思います。

できる限り学校の中で活動を続けることにも意義がある一方、現在問題となっているのは、教員の負担が非常に大きいという点であると認識しております。

先ほど、教員の関わり方についてもお話がありましたが、部活動の指導を楽しんで行いたいという教員がいるのであれば、引き続き学校の中で関わっていただくことも大切だと思います。

その一方で、競技経験がないにもかかわらず、学校にその部活動があるという理由だけで顧問を担当しなければならないなど、義務感の中で指導を行うことになりますと、教員に大きな負担がかかることになります。

そのため、学校ごとの状況に応じて、指導を希望する教員がいる場合には学校で継続し、そうした人材の確保が難しい場合には地域や外部人材と連携していくというように、柔軟に対応していくことが大切ではないかと思います。

今回ご説明いただいた方向性について、そのような意味で大変共感いたしました。感想になりますが、以上です。

教育長　他にご質問などございませんか。

全委員　（なしとの声）

教育長　それでは次の報告事項の説明をお願いします。

社会教育課長　報告事項３点目「地区公民館に関する事務の市長部局への移管について」についてご報告申し上げます。

今回の事務移管につきましては、地区公民館を、これまで以上に地域に身近な施設として、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に活用していくため、現在の「教育委員会が所管し、市長部局が補助執行する」という体制を見直し、市長部局が直接所管する体制へ移行するものでございます。

まず、「１　事務移管の目的」についてご説明いたします。

地区公民館は、地域の皆さまが学び、交流し、地域の課題について考える場として、これまで重要な役割を果たしてまいりました。

一方、近年は、地域コミュニティの担い手不足や高齢化など、地域が抱える課題が多様化・複雑化しております。

こうした中、地区公民館には、これまでの社会教育の場としての役割に加え、地域のさまざまな活動や人をつなぎ、地域課題の解決やコミュニティの活性化を支える拠点としての役割が、これまで以上に求められております。

そのためには、公民館の施設管理や運営だけではなく、地域コミュニティの活性化やまちづくりなど、地域に関する施策と地区公民館の取組を一体的に進めていくことが重要であると考えております。

地区公民館につきましては、平成２１年度から、教育委員会が所管する事務について、市長部局の職員が実際の事務を担う仕組みである「補助執行」という形で、実質的な管理・運営を担ってまいりました。

その後、令和元年６月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、条例で定めることによって、市長部局が公民館を直接所管することが可能となっております。

本市におきましても、これまでの運営実態を踏まえ、現在の補助執行という形から、市長部局が直接所管する体制へ移行することで、より一体的

かつ機動的に地区公民館を運営していきたいと考えております。

次に、「２　内容（イメージ）」についてでございます。

現在は、教育委員会が地区公民館を所管し、市長部局が補助執行という形で、施設の管理・運営などを担っております。

これを移管後は、地区公民館に関する事務を市長部局に一本化いたします。

具体的には、地区公民館の管理・運営、施設の維持管理や大規模改修といった業務に加え、社会教育事業の企画・立案や、地区公民館に関する条例・規則の整備についても、市長部局が行うこととなります。

ただし、今回の移管によって、地区公民館から社会教育の役割をなくすということではございません。

社会教育の適切な実施を確保するため、移管後も教育委員会が市長部局に対して、必要な指導・助言・協議を行うこととしております。

したがいまして、今回の移管は、「公民館を教育委員会から切り離す」というものではなく、管理・運営に関する権限と責任を市長部局に一本化した上で、教育委員会が教育的な視点から引き続き関与していくものでございます。

これにより、市長部局が進める地域のまちづくりの取組と、地区公民館の社会教育事業を連携させるとともに、教育委員会とも連携を図りながら、地域の課題やニーズに、より柔軟かつ一体的に対応できるようになるものと考えております。

また、教育委員会が引き続き関与することで、これまで地区公民館が担ってきた社会教育の役割や、学びの場としての機能についても、しっかりと確保してまいります。

次に、「３　今後のスケジュール」についてご説明いたします。

本日の教育委員会への報告後、９月には、令和８年第３回大分市議会定例会において、文教常任委員会及び総務常任委員会両委員会へ報告する予定としております。

その後、事務の移管に必要となる関係条例の改正について、あらかじめ教育委員会の意見を聴く手続きが必要となりますことから、１１月に教育

委員会にて意見聴取を行う予定でございます。

その上で、１２月に関係条例の改正議案を第４回大分市議会定例会へ提出する予定としております。

また、これと並行いたしまして、規則の改正、人事に関する協議、具体的に移管する業務の整理などを進め、令和９年４月から、市長部局において地区公民館に関する事務を開始する予定としております。

今回の事務移管につきましては、地区公民館の管理・運営を市長部局に一本化することで、地域コミュニティの活性化や地域課題への対応をより一体的に進めるとともに、教育委員会が引き続き関与することで、社会教育としての役割もしっかりと確保していくというものでございます。

説明は以上でございます。

教育長　ご質問などございませんか。

五番委員　以前にも説明があったと思いますが、一点教えてください。

今回の説明についてはよく分かりましたが、市民の立場から見た場合に、今回の移管によってどのようなメリット、デメリットがあるのか、改めて分かりやすく教えていただけますか。

社会教育課長　現在、地区公民館につきましては、学びの場であるとともに、地域づくりの場でもございます。

一方で、教育委員会と市長部局にそれぞれ窓口があり、市民から見ますと、相談や手続の内容によって窓口が分かれている状況がございます。

今回、地区公民館に関する事務を地域に身近な市長部局へ一体的に移管することで、相談や各種手続などの窓口を分かりやすくすることを目指しております。

また、地区公民館を地域づくりの拠点として、これまで以上に効果的に活用していくことができるものと考えております。

五番委員　例えば、市民が公民館で何か活動をしようとした場合に、これまでは窓口が二つあり、どこに何を相談すればよいのか分かりにくいことがあったものを、今回の移管によって一本化するということでしょうか。

社会教育課長　そのとおりでございます。

五番委員　なるほど。今回の移管によって、市民にとって特に大きなデメリットが

生じることは想定されていないということでしょうか。

社会教育課長　現在におきましても、地区公民館の管理・運営につきましては、補助執行という形で市長部局に属する地区公民館の職員が実質的に担っております。

そのため、今回の移管後も、市民の皆様から見て利用方法等が大きく変わるものではないと考えておりますので、デメリットは少ないものと考えております。

五番委員　これまで実質的に行われてきた体制を、今回の移管によって制度上も一本化するということですね。

社会教育課長　そのとおりでございます。

四番委員　教えていただきたいのですが、資料の一番下に「社会教育を確保しながら事務を移管していきます」と記載されています。

先ほどの説明を伺いますと、地区公民館が市役所の出先機関としての役割をより強く担っていくようにも受け取れました。

その中で、地区公民館がこれまで担ってきた社会教育活動をどのように確保していくのか、具体的に教えていただけますか。

社会教育課長　地区公民館は、単なるコミュニティ施設ではなく、社会教育施設として、市民の学びの場を提供するという非常に重要な役割を担っております。

今回の事務移管により、市長部局の職員が地区公民館に関する事務を担うこととなりますので、窓口が一本化される一方で、社会教育の部分が後退するのではないかという見方もあると認識しております。

その点につきましては、移管後もこれまでと同様に、教育委員会社会教育課がしっかりと関与してまいります。

地区公民館において実施する教室・講座等の企画や内容を検討する際にも、社会教育課が引き続き指導・助言を行い、市長部局と連携しながら、社会教育施設としての機能を確保してまいりたいと考えております。

四番委員　社会教育というものは非常に幅が広く、教育関係者であっても「社会教育とは何か」と問われた際に、簡潔に説明することが難しいほど、奥深い分野であると思っております。

公民館の歴史を考えましても、地域の方々が学ぶ機会を大切にしてきた場所でございますので、単に市役所の支所のような役割を担う施設、あるいは地域づくりのためだけの施設ということにならないよう、教育の場、学びの場としての役割を大切にしていただきたいと思います。

また、現在は「社会教育士」という資格制度もございます。

地区公民館の事務を担当する職員の皆様にも、社会教育とは何かということを学んでいただく機会を充実させるなど、社会教育を担うための人材育成についても取り組んでいただければ、「社会教育を確保する」ということが、より実質的なものになるのではないかと思います。

ぜひ、そのような手立ても講じながら進めていただければと思います。

今のご意見に関連して、資料にあります「移管後の仕組み」の中でも、「社会教育の適切な実施の確保」については、引き続き教育委員会が担うことになります。

社会教育課だけではなく、外部の有識者等からもご意見をいただきながら、社会教育はどうあるべきか、また、地区公民館とどのように連携していくべきかということについて、引き続きしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

むしろ、これまで以上に社会教育の内容を充実させるという視点を持って取り組んでいくことが重要であると考えております。

一方で、地区公民館の施設整備や管理・運営等については市長部局へ移管いたしますが、社会教育というソフト面につきましては、引き続き社会教育課が関わり、必要な提案等を行っていくという考え方でよろしいですね。

社会教育課長　はい。そのように考えております。

四番委員　分かりました。

ぜひ、その点について丁寧に進めていただきたいと思います。

地域には、社会教育に関わる様々な団体がございますので、今回の移管によって「教育委員会が社会教育を行わなくなる」と受け取られることがないようにしていただきたいと思います。

単に事務を移管するということではなく、社会教育をこれまでと同様に

大切にし、さらに発展的に取り組んでいくための移管であるということが伝わるよう、資料の記載や市民への説明についても工夫していただければと思います。

地区公民館が単に支所のような施設となり、市民は場所を借りるだけということにならないよう、学びの場としての役割をしっかりと確保していただきたいと思います。

社会教育課長　その点につきましても、現在、内部で議論を行っているところでございます。移管後におきましても、社会教育の役割がしっかりと確保されるよう、市長部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

教育長　他にご質問などございませんか。

全委員　（なしとの声）

教育長　それでは次に、教議第４５号「令和７年度決算について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の議案審議となります。

傍聴の方はご退席ください。

教育総務課長　議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長　どうぞ。

（議案書配布）

教育長　それでは次に、教議第４５号「令和７年度決算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長　教議第４５号「令和７年度決算について」ご説明申し上げます。

本案は、教育委員会所管分の令和７年度決算について、令和８年第３回市議会定例会へ提出するにあたり、教育委員会の承認をいただこうとするものでございます。

なお、市議会定例会では「令和７年度　決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」をもとに説明を行いますが、教育委員会以外の他部局の決算状況も含まれていることから、本委員会では概要版を使って説明をさせていただきます。

本資料では、決算の概要と主要な施策の成果に分けて説明をさせていた

だきます。

まずは、「１．令和７年度決算の概要」についてご説明いたします。

教育委員会の決算は一般会計で「１０款：教育費」と「１１款：災害復旧費」がございます。

１０款：教育費の状況でございますが、太枠部分をご覧ください。

本市における一般会計全体での決算額は

「2，３４１億５２３万8，２５４円」で、１０款：教育費全体では「２３０億7，８７９万7，８３２円」であり、そのうち市長部局を除く教育委員会の決算額は「２１５億9，９０３万8，９８３円」となり、一般会計に占める割合は9．２％でございます。

右側の財源内訳でございますが、国庫支出金からその他までの特定財源が「８６億５２４万3，７０８円」、市の持ち出しである一般財源が「１２９億9，３７９万5，２７５円」でございます。

その下は１０款：教育費の内訳と、その下は教育委員会内の所属別の内訳となっており、詳細については記載のとおりでございます。

次に１１款：災害復旧費の状況でございますが、太枠部分の市全体の災害復旧費に係る決算額は「4億6，３４１万6，３３５円」で、そのうち教育委員会の決算額は「1億8，１０９万１４円」でございます。

右側の財源内訳でございますが、国庫支出金からその他までの特定財源が「1億8，０９０万円」、市の持ち出しである一般財源が「１９万9，０１４円」でございます。

その下は１１款：災害復旧費に係る教育委員会内の所属別の内訳となっており、詳細については記載のとおりでございます。

以上が教育委員会に係る決算の全体的な状況でございます。

次は決算に係る主要な施策ごとの成果についての説明となりますが、項目が多いことから１０款：教育費のうち、１項：教育総務費から４項：幼稚園費までと、５項：社会教育費から１１款：災害復旧費までで説明と質疑応答を分割させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

教育長　　ただいま、事務局から説明と質疑を分割したいとの提案がありました

が、委員の皆様どうでしょうか。

全委員　（異議なしとの声あり）

教育長　異議なしとのことですので、事務局は１０款：教育費のうち、１項：教育総務費から４項：幼稚園費までの説明をお願いします。

教育総務課長　１０款：教育費の１項：教育総務費から順にご説明いたします。

まず教育総務費全体の状況でございますが、左から予算額は「８１億４，８３９万１千円」、決算額は「７６億7，７９７万４千円」、令和８年度に事業を繰り越す翌年度繰越額は「2億3，２５４万４千円」でございます。

なお、教育総務費は１目：委員会費から５目：教育施設整備費に分かれておりますので順にご説明いたします。

はじめに１目：委員会費でございますが、主な歳出としては教育委員の委員報酬でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、令和７年度の教育委員会の開催は定例会・臨時会を合わせて計１５回、取り扱った議案件数は９４件でございます。

次に２目：事務局費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、委託料、奨学金に係る負担金補助及び交付金、貸付金などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、奨学助成事業では経済的な理由により就学困難な高校生等を対象とした給付型奨学資金の「未来自分創造資金」を、そして進学を志す学生の経済的な負担軽減と大学等卒業後に本市で活躍する人材の育成確保を目的とする「返還免除型奨学資金」をそれぞれ実施し、未来自分創造資金では定員１００人に対して１００人を、返還免除型奨学資金では定員２９人に対して２２人の支給決定を行いました。

次に３目：教育指導費でございますが、主な歳出としては補助教員、スクールサポートスタッフ、外国語指導助手などに係る報酬でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の特別支援等教育活動サポート事業では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍す

る小中学校に１４０人の補助教員を配置しました。

二つ目のスクールサポートスタッフ配置事業では、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備として、小中学校に８２人のスクールサポートスタッフを配置しました。

四つ目の不登校児童生徒支援事業では、学校に登校できるが教室に行けない児童生徒への教室復帰や登校に無気力さや不安を抱える児童生徒が安心して登校できるよう支援するため、１５人のスクールライフサポーターによる支援を行いました。

五つ目のメタバースを活用した不登校支援事業では、登録者３６人にメタバース空間内において、音声やチャット機能を活用した相談活動を通じて、フレンドリールームやおでかけフレンドリールーム等の多様な学びの場へのつなぐ支援を行いました。

次に４目：教育センター費でございますが、主な歳出としては教育センター職員の人件費、スクールソーシャルワーカーの報酬、校務用及び教育用機器等借上料などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の教育相談・特別支援教育推進事業では、①教育相談活動として、令和７年度は４，１６９件の相談がございました。

②特別支援教育相談として、令和７年度は１，２９３件の相談がございました。

次に、三つ目のスクールソーシャルワーカー活用事業では、対応事案件数は１，７２２件、うち好転した件数は１，２１７件でございました。

次に、五つ目の教育用端末等整備事業では、一人１台端末として、約３２，５００台のｉＰａｄを大分県の共同調達により更新を行いました。

次に５目：教育施設整備費でございますが、主な歳出としては屋内運動場空調設備整備に係る設計委託や工事請負費でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、賀来小中学校施設整備事業では、地質調査委託、設計委託のほか、南校舎解体工事などを行いました。

なお、本事業は令和７年度逓次（ていじ）繰越をしており、これは国の

補正予算に伴う国庫補助金の追加配分に伴い、事業の一部を前倒して実施するために、令和８年３月市議会定例会にて補正予算を計上し、令和８年度へ繰り越すものでございます。

ここからは、２項：小学校費をご説明いたします。

まず小学校費全体の状況でございますが、左から予算額は「４７億１１万円」、決算額は「３５億2，７１１万3千円」、令和８年度に事業を繰り越す翌年度繰越額は「7億7，９８３万８千円」でございます。

なお、小学校費は１目：学校管理費から３目：学校建設費に分かれておりますので順にご説明いたします。

はじめに１目：学校管理費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員に係る人件費、需用費、委託料などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、小学校施設長寿命化改修事業では委託や備品購入を行いました。

なお、小学校施設管理事業と小学校施設整備保全事業の２事業は令和７年度繰越明許をしており、これは国の補正予算における国庫補助金の追加配分に伴い、老朽化した学校施設の長寿命化改修などに係る経費として、令和８年３月市議会定例会にて補正予算を計上し、令和８年度へ繰り越すものでございます。

次に２目：教育振興費でございますが、主な歳出としては教師用の教科書・指導書などの購入に係る需用費、就学援助に係る扶助費でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、就学援助事業では要保護及び準要保護児童援助費や特別支援教育就学奨励金として、学用品費や給食費などの就学援助を行いました。

次に３目：学校建設費でございますが、主な歳出としては委託料でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、明治小学校施設整備事業として地質調査や測量調査等の委託を行いました。

なお、同事業は令和７年度繰越明許と令和７年度逓次（ていじ）繰越をそれぞれしており、前者は令和７年度に予定していた設計委託において、

協議に不測に日程を要したこと、後者は国の補正予算における国庫補助金の追加配分に伴い、新校舎改築に係る経費として、令和８年３月市議会定例会にて補正予算を計上し、令和８年度へ繰り越すものでございます。

ここからは、３項：中学校費をご説明いたします。

まず中学校費全体の状況でございますが、左から予算額は「３３億３，１４３万円」、決算額は「２８億４，０８０万４千円」、令和８年度に事業を繰り越す翌年度繰越額は「３億８４５万８千円」でございます。

なお、中学校費は１目：学校管理費、２目：教育振興費がございますので順にご説明いたします。

はじめに１目：学校管理費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、需用費、委託料、工事請負費などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、中学校施設長寿命化改修事業では城南中学校の長寿命化改修に伴い工事監理業務委託やプレハブ校舎の借り上げなどを行いました。

なお、中学校施設整備保全事業は令和７年度繰越明許をしており、これは国の補正予算における国庫補助金の追加配分に伴い、校舎の外壁・屋上防水改修工事などに係る経費として、令和８年３月市議会定例会にて補正予算を計上し、令和８年度へ繰り越すものでございます。

次に２目：教育振興費でございますが、主な歳出としては教師用の教科書・指導書などの購入に係る需用費、就学援助に係る扶助費などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の就学援助事業では要保護及び準要保護児童援助費や特別支援教育就学奨励金として、学用品費や修学旅行費などの就学援助を行いました。

二つ目の部活動指導員活用事業では、公立中学校における部活動指導員として１５校に２９人の配置を行いました。

ここからは、４項：幼稚園費をご説明いたします。

まず幼稚園費全体の状況でございますが、左から予算額は「２億９４７万２千円」、決算額は「２億４６４万１千円」でございます。

内訳は「１目：幼稚園費」のみで、主な歳出としては、幼稚園教諭の人

	件費などでございます。 　前半部分の説明は以上でございます。
教育長	ただいまの事務局からの１項：教育費から４項：幼稚園費までの説明について、質疑等ございませんか。
四番委員	７ページの教育センター費の中段にあります、スクールソーシャルワーカーの活用実績について教えてください。 　対応した事例のうち、約７割については状況が好転したとのことですが、一方で、好転に至らなかった事例も３割程度あるということになります。 　この３割につきましては、スクールソーシャルワーカーによる支援だけでは対応が難しい事例なのか、それとも、家庭の状況等が複雑で、一定の時間をかけて継続的に支援する必要がある事例が多いのでしょうか。 　話せる範囲で、どのような状況なのか教えていただけますか。
教育センター所長	事例の内容につきましては様々でございます。 　例えば、年度末に初めて相談を受けたケースにつきましては、年度末までの短い期間では解決に至らないため、翌年度も引き続き継続して支援を行うケースが多くございます。 　また、委員がおっしゃいましたように、家庭の状況等が複雑で、支援を行っていてもなかなか改善が進まないケースも実際にございます。
四番委員	年度をまたいで継続して支援する事案については、翌年度も改めて件数として計上されるのでしょうか。
教育センター所長	はい。継続して対応する事案につきましても、翌年度に改めて件数として計上することとなります。 　年度ごとに一旦集計を区切り、新年度において同じ事案について引き続き支援を行う場合には、新年度の対応件数としてカウントしております。
教育長	他にご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	それでは引き続き、「５項：社会教育費」以降の説明をお願いします。
教育総務課長	５項：社会教育費をご説明いたします。 　まず社会教育費全体の状況でございますが、左から予算額は「３１億

９，８７４万１千円」、決算額は「２８億８，５６６万２千円」、令和８年度に事業を繰り越す翌年度繰越額は「２億円」でございます。

なお、社会教育費は１目：社会教育総務費から１１目：海星館費に分かれておりますので順にご説明いたします。

はじめに１目：社会教育総務費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、委託料などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の科学体験イベント実施事業では、小・中学校の夏休み期間に科学を体験できるイベントとして「おおいたサイエンスパーク２０２５」を実施し、二日間で約５，４００人が来場しました。

二つ目のおおいたナイトスクール事業では、学齢期を過ぎてもう一度中学校程度の学習内容を学びたい人、大分の生活・文化や日本語を学びなおした人を対象に稙田、中央、鶴崎の各地区公民館にて学習の機会を提供し、受講者数は計１２１人でした。

次に２目：文化財保護費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、委託料、公有財産購入費、補償補填及び賠償金などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の大友氏遺跡保存整備事業では、公園整備などを行う大友氏遺跡歴史公園整備事業と、土地の公有化を行う大友氏遺跡公有化事業、大友氏遺跡の維持管理を行う大友氏遺跡保存管理事業をそれぞれ行いました。

二つ目の地域文化資源保存活用推進事業では、ＤＸによる地域文化資源の継承及び活用を推進するため、大友氏遺跡の出土遺物を高精度で撮影し、３Ｄモデルの制作を行いました。

三つ目の大友氏遺跡情報発信事業では、各種イベントの開催やＦＵＮＡＩジュニアガイド、大友氏遺跡史跡ボランティアガイドの育成などを行うとともに、ルイス・デ・アルメイダ生誕５００年記念フォーラムを開催しました。

南蛮ＢＶＮＧＯ交流館管理運営事業では、交流館への来館者数は約１万７，２００人、大友氏館跡庭園来館者数は約２万１，０００人でした。

次に３目：エスペランサ・コレジオ費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、講師等への報償費などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、職業的専門的知識の習得及び一般教養の向上に意欲のある青少年等の学習活動を支援するための学校であるエスペランサ・コレジオにて各種教室を実施し、資格取得や実用などの各教室の学生数は３２１人でした。

次に４目：公民館費でございますが、主な歳出としては地区公民館の改修のための委託料や工事請負費でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、植田公民館施設整備事業では、長寿命化改修工事などを行いました。

次に５目：青少年費でございますが、主な歳出としては補導員活動報償費や青少年健全育成連絡協議会への補助金でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、街頭補導活動の状況では、中央補導を午後、夜間合わせて１２９回実施し、従事者数は延べ４７５人でございました。

次に６目：少年自然の家費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、宿泊体験生徒輸送のバス借上料、設備改修の工事請負費などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、少年自然の家の利用状況として、３１５団体、約1万9，４００人の利用がありました。

次に７目：歴史資料館費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、施設維持に係る委託料などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の歴史資料館の利用状況では、入館者数、講座室利用者数を合わせて約３万1，９００人の施設利用がありました。

二つ目の特別展・テーマ展の実施状況では、四つの展示で合計9，５１１人の観覧者数がございました。

次に８目：市民図書館費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、窓口業務に係る委託料などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の市民図書館の利

用状況では、左から利用者数は８５万１，２３７人、貸出冊数は１３８万２，５６８冊、貸出者数は４０万９，１３０人でした。

また、令和７年１０月より開館したおおいたし電子図書館では電子書籍コンテンツ数は４，７１３冊、貸出・閲覧数は５４万６，９０７回でした。

二つ目の備品購入費では、２万３，００４冊の一般図書などの購入を行いました。

次に９目：美術館費でございますが、主な歳出としては教育委員会事務局職員の人件費、美術館の維持管理業務委託料などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、美術館の利用状況では、常設展示、特別展示を合わせた観覧者数は１５万３，６５６人でした。

特別展の実施状況では、上から三番目の「ＭＩＮＩＡＴＵＲＥ　ＬＩＦＥ展　田中達也見立ての世界」など十二の特別展で観覧者数は１０万５，９３０人でした。

次に１０目：アートプラザ費でございますが、主な歳出としては指定管理委託料でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、アートプラザの利用状況では、磯崎新建築展示室などの各区分の利用人数は約１０万６，０８２人でした。

次に１１目：海星館費でございますが、主な歳出としては大分市関崎海星館の指定管理委託料でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、利用状況では、入館者数は４万５，３０２人、観覧者数は１万１，７２０人でした。

ここからは、６項：保健体育費をご説明いたします。

まず保健体育費全体の状況でございますが、左から予算額は「４５億８，１１５万７千円」、決算額は「４４億６，２８４万６千円」でございます。

なお、保健体育費は１目：保健体育総務費から４目：学校給食費に分かれておりますので順にご説明いたします。

はじめに１目：保健体育総務費でございますが、主な歳出としては教育

委員会事務局職員の人件費、委託料、補助金でございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、二つ目の休日部活動地域移行体制整備事業では、部活動に所属する生徒が専門的な指導を受ける環境と、教員が指導に携わる必要のない体制を構築することで、生徒が継続してスポーツ・文化活動に取り組む環境整備を行うとともに、教員の働き方改革の推進を目指しており、令和７年度は実証事業として３校９部活で総合型地域スポーツクラブ等への委託や単独での指導及び校内引率が可能な特別外部指導者を１９校４０人の配置を行いました。

次に２目：学校保健費でございますが、主な歳出としては学童健康診断事業に係る委託料などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、学童健康診断事業では、心臓病健診、血液検査、尿検査などの各種健康診断を実施しました。

次に３目：学校給食共同調理場費でございますが、主な歳出としては学校給食調理等に係る委託料などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の東部共同調理場管理運営事業では、１日あたりの給食調理数７，０８９食、給食費日額は食材費高騰により年度途中で単価を変更しており、４月から１２月では小学校は３３２円、中学校は３４５円、１月から３月では小学校は３４４円、中学校は３５９円でした。

二つ目の西部共同調理場管理運営事業では、１日あたりの給食調理数は７，０６５食、月額及び日額の給食費は東部共同調理場と同額です。

次に４目：学校給食費でございますが、主な歳出としては学校給食の食材費である賄（まかない）材料費などでございます。

その下の主要な施策の成果等でございますが、一つ目の学校給食費徴収管理事業では、令和７年度の学校給食費の徴収率は９９．７７％でした。

ここからは、１１款：災害復旧費、２項：文教施設災害復旧費をご説明いたします。

文教施設災害復旧費でございますが、左から予算額は「１億９，５９０万５千円」、決算額は「１億８，１０９万９千円」でございます。

主な歳出としては、令和５年６月３０日から７月５日かけて発生した大

雨の影響により大分城址公園の西側土塀の一部が崩落したことにより、復旧工事に要する経費でございます。

なお、当時の技術を再現しながらの工事であったため２年近くの歳月を要しましたが、復旧は令和８年３月に完了しております。

説明は以上でございます。

教育長　ご質問などございませんか。

一番委員　今回審議しておりますのは令和７年度の決算であり、既に終了した事業について確認しているということになります。

一方で、例えば今回の決算内容を踏まえて、「この事業については、次年度はもう少し予算を増額した方がよいのではないか」といった意見を、教育委員として申し上げる場合、来年度の予算編成に意見を反映できる機会は、時期的にはいつ頃になるのでしょうか。

私自身、就任してまだ１年ほどですので、予算編成の流れを十分に把握できていないところがございます。教育委員が予算について意見を申し上げる時期について教えていただければと思います。

教育総務課長　来年度、令和９年度の当初予算編成の流れについてご説明いたします。

最終的には、３月の市議会定例会において予算案の議決をいただくことになりますので、その前の２月の定例教育委員会において、予算案について委員の皆様にご説明し、ご審議いただいた上で、市議会へ提案することとなります。

予算編成作業自体は、例年１０月頃から教育委員会事務局において開始し、その後、財政当局等との協議を進めてまいります。

年明け頃まで調整を行い、２月の教育委員会において、予算案をご説明するという流れになります。

一番委員　以前、来年度に必要となる予算の要求額を示していただいた記憶があります。

その後、予算案が最終的にまとまる２月までの間に、教育委員が内容について意見を申し上げる機会はあるのでしょうか。

教育総務課長　先月、行政評価実施計画についてご説明した際に、教育委員会事務局として来年度以降に必要とする予算額についてもお示ししたところでござい

	ます。 　今後の流れといたしましては、１０月頃から、全庁的に来年度の当初予算編成が始まります。 　そこで予算編成方針等が示され、教育委員会に対する予算配分が決まった後、教育部内で調整を行い、財政当局へ予算要求を提出することとなります。 　昨年度は、１１月頃に予算案をとりまとめ、１１月の定例教育委員会において、その内容についてご報告しております。 　その後、さらに財政当局等との調整を行い、最終的には２月の教育委員会で予算案についてご説明し、市議会に提案することについてご審議いただくという流れになります。
一番委員	そうしますと、教育委員として意見を申し上げる機会としては、１０月から１１月頃の予算編成の段階と、最終的な２月の段階があるということですね。 　分かりました。ありがとうございます。
教育総務課長	補足させていただきますと、教育委員の皆様からのご意見をいただくことにつきましては、予算編成の特定の時期に限ったものではございません。 　例えば、今回の決算審議の中で、「スクールサポートスタッフや補助教員について、現在の配置で十分なのか、もう少し増やした方がよいのではないか」といったご意見をいただいた場合には、そうしたご意見も今後の予算編成の参考とし、可能な限り反映してまいりたいと考えております。 　２月の段階で、既に固まった予算案をお示ししてご承認いただくだけということではなく、今回の決算審議をはじめ、行政評価や今後の各種報告など、様々な機会を通じてご意見をいただき、それを予算編成に生かしてまいりたいと考えております。
教育長	他にご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	それでは採決いたします。教議第４５号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員	（異議なしとの声）
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。 それでは次に、教議第４６号「大分市立幼稚園条例の一部改正について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	審議に入る前に、説明者を入室させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。 （保育・幼児教育課の職員入室）
教育総務課長	教議第４６号「大分市立幼稚園条例の一部改正について」ご説明申し上げます。 本案は、「子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正が令和８年５月２９日に行われ、同年１０月１日から施行されることに伴い、大分市立幼稚園条例の一部を改正しようとするものでございます。 令和元年１０月に幼児教育・保育の無償化にかかる制度が創設されて以来、給付上限額については、据え置きとなっていたところ、昨今の物価上昇・賃金動向等も踏まえ、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの育ちを一層支援することを目的に、国においてはじめて見直しが行われ、幼稚園で実施する一時預かり事業の給付単価が日額４５０円から４９０円へ改められましたことから、本条例第４条第２項中「４５０円」を「４９０円」に変更するものでございます。 本案につきましては、本委員会でご決定いただいた後、令和８年第３回市議会定例会での審議・決定をいただくこととしております。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	それでは採決いたします。教議第４６号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
全委員	（異議なしとの声）
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。
教育総務課長	次の議案説明のため、職員を退室させていただきたいのですがよろしい

でしょうか。

（保育・幼児教育課の職員退室）

教育長　それでは、次に、教議第４７号「工事請負契約の締結について」を議題といたしますが、教議第４７号から教議第５０号につきましては、関連がありますことから、説明を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員　（了承）

教育長　それでは事務局、説明をお願いします。

学校施設課長　教議第４７号から教議第５０号「工事請負契約の締結について」一括してご説明申し上げます。

教議第４７号について、本案は、本市初の小中一貫教育校として平成１９年に開校した賀来小中学校について、敷地の有効活用し、児童生徒の安全安心の確保に加え、より効果的な教育環境の提供を図るため、施設整備を行うものでございます。

工事の概要は、増改築及び長寿命化改修工事でございます。

契約方法は、「一般競争入札」にて行い、契約金額は「４３億３０万５，９００円」となっております。

工事の完成は、令和１０年７月２１日を予定しており、契約の相手方は「新成・鬼塚・協栄特定建設工事共同企業体」でございます。

以上につきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和８年第３回市議会定例会での審議・議決を経て本契約を行い、工事に着手してまいりたいと考えております。

教議第４８号から教議第５０号までの議案は、児童数の増加により建設されたプレハブ棟や狭隘なグラウンドを有する明治小学校について、敷地を有効活用し、教育環境の改善を図るため、施設整備を行うもので、改築・機械・電気の３つの工事に分かれています。

まず、教議第４８号の工事の概要は、北棟と南棟の改築工事でございます。

契約方法は、「一般競争入札」、契約金額は「３３億４１８０万円」、工事の完成は令和１０年７月２１日を予定しております。

契約の相手方は「平倉・柴田・後藤・クボタ特定建設工事共同企業体」でございます。

続きまして教議第４９号は、同じく明治小学校の機械設備工事でございます。

契約方法は、「一般競争入札」、契約金額は「5億５８６７万７６３６円」、工事の完成は、令和１０年7月２１日を予定しており、契約の相手方は「協和工業・安部文化工業特定建設工事共同企業体」でございます。

続きまして教議第５０号は、同じく明治小学校の電気設備工事でございます。

契約方法は、「一般競争入札」、契約金額は「4億８１５８万３４７６円」、工事の完成は、令和１０年7月２１日を予定しており、契約の相手方は「大和（やまと）・親和（しんわ）特定建設工事共同企業体」でございます。

以上につきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和8年第3回市議会定例会での審議・議決を経て本契約を行い、工事に着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長　ご質問などございませんか。

全委員　（なしとの声）

教育長　それでは議案ごとに採決してまいります。

教議第４７号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員　（異議なしとの声）

教育長　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

次に、教議第４８号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員　（異議なしとの声）

教育長　ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

次に、教議第４９号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員　（異議なしとの声）

教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。 次に、教議第５０号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
全委員	（異議なしとの声）
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。 それでは次に、教議第５１号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
美術振興課長	教議第５１号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。 本案は、大分市美術館展示室における照明器具のＬＥＤ化改修工事を行うものでございます。 本工事は、公共施設のＬＥＤ化計画に基づき、現在使用しております特殊な蛍光灯の製造中止に伴い、館内の適切な照度維持と貴重な美術品の保存環境を確保するため実施するものでございます。 工事の概要といたしましては、電灯設備工事、照明制御設備工事でございます。 契約の方法は「一般競争入札」で、契約金額は「２億１，５５２万８，６７６円」、「安部・ＯＣＳ特定建設工事共同企業体」と令和８年７月２３日付で仮契約を締結いたしました。 工期につきましては、本契約成立後から令和９年３月１２日の完成を予定しております。 なお、工事の施行に伴い、１１月１６日からは常設展示室、１２月２１日からは企画展示室、令和９年１月５日からはミュージアムショップを順次休止させていただきます。 以上につきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和８年第３回市議会定例会での審議・議決を経て本契約を行い、工事着手を予定しております。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）

教育長	それでは採決いたします。教議第５１号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
全委員	（異議なしとの声）
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。 それでは次に、教議第４４号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」を議題といたします。
教育総務課長	審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。 また、議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。
教育長	どうぞ。 （部長、教育監、教育総務課長、学校教育課長は残り、他の課長等は退室する。） （議案書配布） 中断　５時　７分 再開　５時１６分
学校教育課長	教議第４４号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」ご説明申し上げます。 （議案審議の結果、教議第４４号は原案のとおり決定する。）
教育総務課長	それでは、お配りした議案書等を回収させていただきます。 （議案書等回収・文化財課長、美術振興課長入室）
教育長	以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に事務局から何かございませんか。
文化財課長	（お知らせ） 「令和８年夏季展示「大分　―戦争ノ キオク―」の開催について」について 大友氏遺跡フェスタについて
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	他に事務局から何かございませんか。
美術振興課長	（お知らせ）

	「ＭＥＥＴ　ＢＡＭＢＯＯ　ＰＲＯＪＥＣＴ　ＯＩＴＡ　ＪＡＰＡＮ」について
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	他に事務局から何かございませんか。
教育総務課長	９月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。 ９月３０日水曜日午後３時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。 以上でございます。
全委員	（了承）
教育長	他に何かございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。 （午後５時５０分　閉会）